

選挙公報未配布事案に係る 調査・検証結果報告書

令和 7 年 9 月

参議院議員選挙における選挙公報の未配布事案に係る
調査・検証チーム

目次

まえがき	1
第1 調査・検証の目的と調査・検証チームについて	2
第2 事案の概要等	3
第3 調査・検証の内容及び結果	4
1 委託業務の実施方法や実施状況の把握	4
(1) 管理体制の適正性	4
(2) 配布計画の適正性	5
(3) 配布スケジュールと人員体制の適正性	6
(4) 配布作業の内容の適正性	8
(5) 報告のあった配布部数の適正性	12
2 配布状況の実態把握のための市政協力委員へのアンケート調査結果	17
3 委託業務の執行に関する評価	20
4 市選挙管理委員会事務局の事務処理等に関する評価	22
第4 調査・検証結果の総括	24

まえがき

令和7年7月20日（日）執行の参議院議員選挙において、選挙公報が有権者の皆様に届いていないとの声が多数寄せられるという事態が発生しました。市民の皆様に多大な御迷惑をお掛けしましたこととお詫び申し上げます。

この事案は、有権者の皆様が選挙に関する重要な情報に触れる機会を失う大変重大な問題であり、京都市としてこの事態を重く受け止め、7月23日に「参議院議員選挙における選挙公報の未配布事案に係る調査・検証チーム」を設置し、調査を開始しました。

調査では、配布業務を受託した事業者や京都市選挙管理委員会事務局への事情聴取、配布実態を把握するための市政協力委員へのアンケート調査等を実施し、その結果について、法律・契約・業務監察などの多角的な視点で検証を行いました。

本報告書は、これらの調査によって判明した事実関係や事案発生に至った要因・問題点を明らかにするとともに、本事案に対する評価・対処、改善策も記載するなど、この間実施した調査・検証結果について取りまとめを行ったものです。

第1 調査・検証の目的と調査・検証チームについて

1 調査・検証の目的

令和7年7月20日執行の参議院議員選挙において発生した選挙公報の未配布について、事案の調査・検証と問題点の解明、改善策の検討を行うこと。

2 調査・検証チームについて

京都市として、事態を重く受け止め、7月23日に吉田副市長をチームリーダーとした「参議院議員選挙における選挙公報の未配布事案に係る調査・検証チーム」を設置。

リーダー	吉田副市長
サブリーダー	行財政局長
チーム員	行財政局総務課長（チーム員リーダー） 行財政局法制課長 行財政局コンプライアンス推進室副室長 行財政局契約課長 選挙管理委員会事務局次長 文化市民局地域自治推進室コミュニティデザイン課長
オブザーバー	総合企画局市長公室長 行財政局総務部長 文化市民局地域コミュニティ・北部山間振興担当部長

第2 事案の概要等

1 概要

選挙公報は、これまで市政協力委員の方々に配布をお願いしてきたが、負担の軽減を図るとともに配布率の向上を図るため、今回の参議院議員選挙から選挙公報の配布を委託し、事業者によるポスティングで配布することとした。

選挙公報は、公職選挙法で選挙期日（7月20日）の2日前（7月18日）までに有権者世帯に配布することとされており、今回、委託事業者から7月18日に配布完了との報告を受けていたにもかかわらず、7月19日以降も「選挙公報が届いていない」との声が市・区選挙管理委員会事務局に多数寄せられた。

なお、配布想定部数は、国勢調査に基づいた推計人口世帯数から算出した757,000部であることを仕様書に記載している。

2 委託事業の概要

(1) 委託事業者名

株式会社ビードリーム（パートナー会社：株式会社ユニティー※）

※ 委託事業者のパートナー会社として、株式会社ビードリームと協働して配布体制を構築していた。

(2) 契約金額

22,264,000円（税込）

(3) 委託事業者の選定方法

公募型プロポーザル（随意契約）

(4) 業務内容

ア 参議院議員選挙の選挙公報を、京都市内の全世帯（集合住宅や寮等を含む。明らかな空き家や居住実体のない事業所等を除く。）に各1部ずつ配布すること。

イ 公示日から投票日当日までの間、毎日午前8時30分から午後8時まで、市・区選挙管理委員会事務局、市民等からの問合せに対応するとともに、選挙公報の未配布、誤配布等に即時対応できる態勢をとっておくこと。

(5) 履行期限

令和7年7月18日（金）（履行報告期限は8月22日（金））

第3 調査・検証の内容及び結果

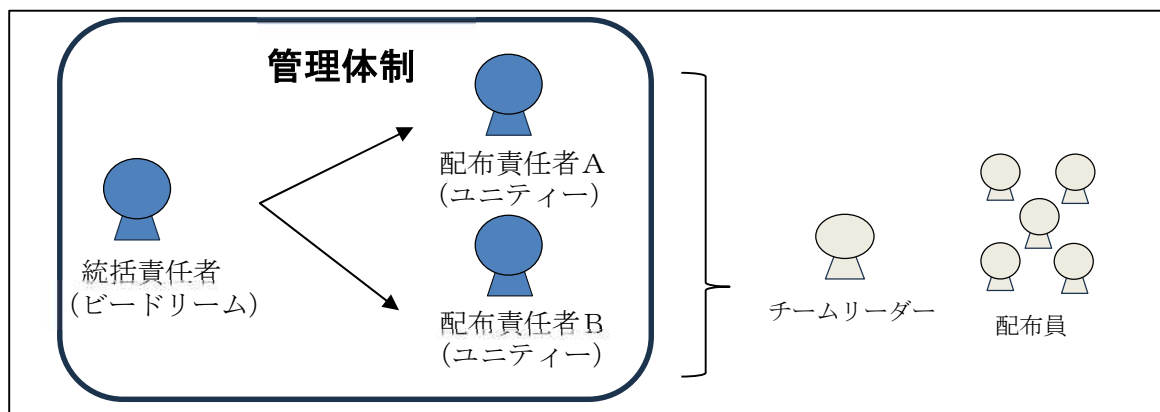
1 委託業務の実施方法や実施状況の把握

株式会社ビードリーム（以下「ビードリーム」という。）及び株式会社ユニティ（以下「ユニティ」という。）に対して、配布計画や人員体制等に係る資料の提出を求めるとともに、本業務に従事した責任者（3人）、チームリーダー（18人）への事情聴取を実施し、業務の実施方法及びその状況を調査した。

(1) 管理体制の適正性

本業務の実施に当たっては、全体の統括責任者としてビードリーム社長（以下「統括責任者」という。）、配布責任者としてユニティ社員2人（同社の西日本統括担当（以下「配布責任者A」という。）及び京都支店担当者（以下「配布責任者B」という。）の3人による管理体制を敷いていた。

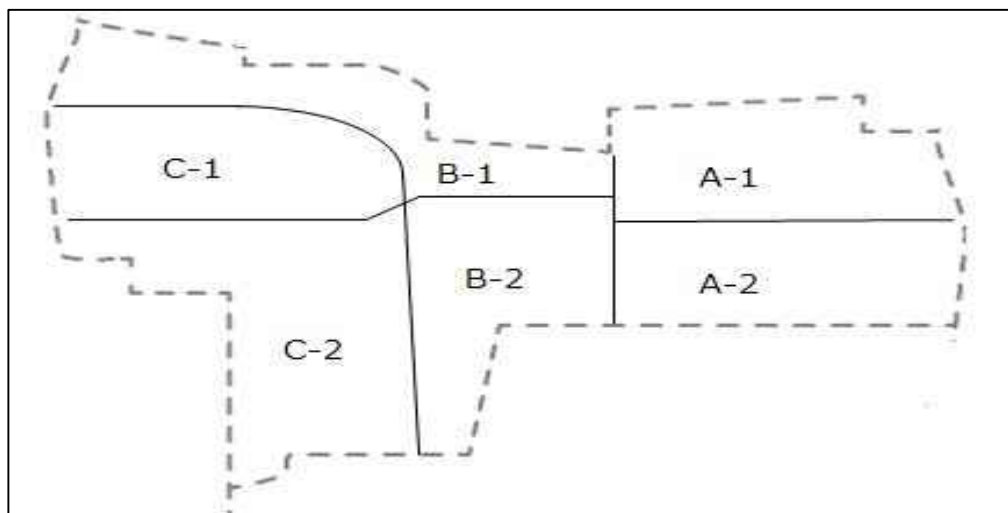
どのような役割分担をしていたのか、業務の実施状況の把握・管理が適正に行われていたのかを調査した。



ア 役割分担

統括責任者が各行政区を複数の配布エリア（A-1、A-2、B-1、B-2 など）に分け、配布責任者Bが配布エリアへのチーム配置、チームへの人員配置、配布エリアに係る住宅地図の準備、配布の進捗管理を行った。配布責任者Aは民間倉庫（伏見倉庫）の出庫管理のみを行った。

【配布エリアのイメージ（中京区の場合）】



イ 業務実施状況の把握・管理

配布期間（７月７日～１８日）の初日、２日目ともに配布の遅れが発生したことを受け、３日目には１日の作業時間を１人６時間想定から８～１２時間想定に延長するとともに、夜間にも配布を行うなど、配布の状況を把握し、臨機応変に対応していたことが認められる。

一方、配布責任者はＡとＢの２人いたが、実際は配布責任者Ｂがほぼ一人で業務の実施状況を管理しており、また配布責任者Ｂは７月１５日以降は管理不全に陥っていたと証言をしていることから、配布期間の終盤は業務の実施状況が十分に管理できていたとは言い難い状況であった。

(2) 配布計画の適正性

統括責任者が行政区を複数の配布エリアに分ける際に、配布対象から漏れていたエリアがなかったか、あるいは配布エリアに配布チームを漏れなく配置できていたのかを調査した。

ア 配布エリアの設定

配布エリアの設定は統括責任者が担当していたが、７行政区において、山間部や工業地域にある世帯、行政区との境にある世帯など約６０世帯分が配布エリアから外れており、計画段階から漏れが生じていることが判明した。

行政区	計画段階から漏れが生じていた地域
北区	西賀茂氷室町
左京区	大原古知平町、静市野中町の一部、北白川小亀谷町の一部、北白川南ヶ原町の一部、北白川中山町の一部
山科区	西野山桜ノ馬場町の一部
南区	上鳥羽塔ノ本の一部、上鳥羽卯ノ花の一部、久世東土川町の一部
右京区	梅ヶ畑川西町の一部
西京区	大原野南春日町の一部
伏見区	羽束師菱川町の一部、羽束師古川町の一部

イ 配布エリアへのチーム配置

一つの配布エリアには基本的には複数の配布チーム（５人～１０人程度で構成）を配置。各チームが担当するエリアは道路や線路、河川などで分割していた。チームリーダーには担当するエリアの住宅地図（複数ページに渡る住宅地図をつなぎ合わせたもの）を渡していた。

チームの配置は、配布責任者Ｂが担っており、事情聴取ではチームの配置漏れはないとの認識を示している。事業者から提出されたチーム配置表や残っている地図を確認したところ、配布エリアへのチーム配置は概ね適正であったと考えられるが、資料の一部が残っていないため、全て適正であったとまでは言い切れない。

事情聴取の内容

【統括責任者】

- ゼンリンの住宅地図をもとに配布地図を作成。行政区をエリア分けし、そのエリアを複数チームに分かれて配布（エリアによっては1チームで配布）

【配布責任者B】

- 統括責任者がエリア分けした地図をもとに、その地図をさらに分割したものをチームごとに割り振った。漏れはないと認識している。

(3) 配布スケジュールと人員体制の適正性

当初想定した配布スケジュールや人員体制が適正なものであったのかを調査した。

ア 当初の計画

- (ア) 1つの行政区を1日で配布し、9日間で配布を完了する計画（右京区・伏見区は2日で配布）
- (イ) 住宅エリアや工業地域などの地域の特色を踏まえて配布効率（通常の住宅エリアでは1人1日（6時間）1,000部の配布）を想定し、当初787人の人員配置を計画

イ 計画の実施状況

- (ア) 当初想定していた範囲を配布しきれず、初日から配布の遅れが生じ、「任されたエリアの半分しか配布できなかった」とのチームリーダーの証言もあった。
- (イ) 作業の遅れを受け、1日の作業時間の延長や夜間での配布など対策を講じたものの、当初スケジュールどおりに配布を完了させた行政区はなく、全ての行政区で配布に遅れが生じていることから、当初の計画が甘かったと言わざるを得ない。

【配布スケジュールの当初計画と実績】

※太字は当初スケジュールから遅れているもの

日	当初スケジュール	配布実績
7月7日	右京区、伏見区	右京区、伏見区
8日	右京区	右京区
9日	左京区	左京区、中京区、 右京区
10日	伏見区	伏見区、中京区
11日	西京区	西京区、 右京区
12日	北区、上京区	北区、上京区、中京区、 右京区、伏見区
13日	下京区、南区	下京区、南区、中京区、 左京区、右京区
14日	東山区、山科区	東山区、山科区、 下京区

1 5 日	中京区	中京区、南区、伏見区
1 6 日	予備日	北区、中京区、東山区、南区、西京区
1 7 日	予備日	北区、山科区、下京区
1 8 日	予備日	上京区、山科区、下京区、南区、西京区

- (ウ) 配布３日目には１日の作業時間を１人６時間想定から８～１２時間想定に延長するとともに、夜間に配布を行うなど、期間内に配布できるよう対応を行ったが、チームリーダーからは「配布員が不足していた」との証言があり、配布期間全体を通して配布員が不足していた。
- (エ) 市政協力委員のアンケート結果（下記２(5)エ参照）を見ると、当初の配布スケジュールが配布期間の後半となっている行政区については選挙公報の届いた割合が低い傾向にある。選挙公報の配布に遅れが生じていたことにより、期間の後半となっていた行政区の配布が粗雑になったものと考えられる。

ウ 事業者からの人員報告

事業者から報告のあった人員報告について、提出された実績ベースの勤務表と突合した結果、ほぼ一致していた。

(参考：実績ベースの勤務表)

[illegible]

事情聴取の内容

<配布スケジュールについて>

【配布責任者B】

- 初日配布作業終了後に想定より大変だと感じた。

【チームリーダー】

- 任されたエリアの半分しかできなかった。他も余裕がなく終わらない日もあった。
- アルバイトは15時30分が定時となっており、残業できる人だけ残業をお願いした。そのため、途中で配布員が減少。ユニティーの社員は毎日のように応援に駆け付けていた（神戸支店や難波支店から来て作業に従事した者もいました。）。
- 担当表に自分の名前が載ってなくとも、仕事終わりに応援として急遽配布したエリアが毎日のようにある。
- 配布時間は、午前8時半頃から始まり、深夜まで及ぶことも多く、日によっては24時までかかったときもあった。
- 雨天のため作業が中断されたり、日付が変わってから配布を開始したりするケースもあった。

<人員体制について>

【統括責任者】

- チーム構成は、パートナー会社の部長・課長級の社員（一部登録社員）によるチームリーダーに、配布員と補給員（一人の配布員が持てる選挙公報は100部程度であるため配置）。

【チームリーダー】

- 担当エリアや日によって様々だが、多くの場合は1チーム当たり5～10人程度で構成。
- 「配布エリアの大きさに対して、配布員の人数が合っていなかったかもしれない」「想定よりも配布に時間がかかった」「初日は5人で全然足りず、任されていたエリアの半分しかできなかった」「4人では少ない」「マンパワーがそもそも不足していたと感じた」など、人員不足を感じさせる声が複数あった。

(4) 配布作業の内容の適正性

配布員に対しどのような指示が行われていたか、配布方法や配布未了エリアの管理・引継が適正であったかを調査した。

ア 配布員への指示

本業務の重要性や配布に当たっての注意点等については、チームリーダーへの事情聴取の中で、「研修が実施されていた」や、「毎朝朝礼を行い初めてのスタッフにも徹底していた」との証言があり、実際にマニュアルも

配布されていたことから、配布現場において配布員にまで指示されていたものと考えられる。

【配布員への指示内容（例）】

- 戸建て住宅は、明らかな空き家を除き、原則配布（2世帯住宅はポストがひとつであっても2部配布）
- 集合住宅は、集合ポストに配布。オートロックなどで集合ポストに辿りつけない場合は、管理人に声掛け。管理人がいない場合は記録対応。
- 店舗は、居住スペースがある場合は配布。
- ポストがチラシでいっぱい投函できない場合やポストがない場合は投函不要。

イ 配布方法

- (ア) チームリーダーは、担当エリアを一定の大きさに区切り、各配布員に配布を指示し、各配布員は住宅地図を参照しながら、現地で物件等を確認したうえでポスティングを行っていた。
- (イ) 担当エリアをどの大きさに範囲を区切って配布するのか、こういったルートで配布するのかについて、統一されたルールはなく、配布方法はチームリーダー任せになっていた。
- (ウ) その結果、選挙公報100部程度を配布できる範囲まで細かく区切るチームリーダーもいれば、複数の町内など比較的広い範囲で区切るチームリーダーもいた。配布員の行動を比較的把握できていたのは細かく区切っているチームリーダーであり、チームリーダーにより配布の効率性や精度に差があったと考えられる。
- (エ) 上京区、中京区、下京区においては、縦や横の通りごとに担当をつけていたケースもあったが、土地勘のない配布員も多く、こうした地域において、路地の把握が漏れていたことも十分考えられる。市政協力委員のアンケート結果でも、特に上京区・中京区は選挙公報の届いた割合が低かった。
- (オ) 作業ルートの検討に数時間かけしっかり計画を立てているチームリーダーもいた一方で、広いエリアを担当したリーダーはサブリーダーに任せており配布員の管理が十分ではない場合もあった。

ウ 配布状況及び未了エリアの管理

- (ア) チームリーダーは、各配布員からの報告に基づき、配布責任者Bから渡された担当エリアの地図に自らが区切った範囲ごとに配布完了エリアを消し込む作業を行っており、住宅一軒一軒の消込みを行ってはいない。そのため、各配布員が具体的にどこに配布したのかという詳細な把握はできていない。
- (イ) 配布責任者Bは、配布作業後にチームリーダーから返却された担当エ

リアの地図で配布状況の進捗を管理していたが、配布期間の後半は社内に地図があふれかえっている状態で管理ができなくなっていた。加えて、配布が完了したと報告を受けた地図は順次処分していたことから、配布状況の精緻な管理ができる状況にはなかった。

- (ウ) 配布が未了である担当エリアについては、日々の配布業務終了後にチームリーダーが配布責任者Bに報告していた。

未了のエリアについては、翌日以降、配布責任者Bから当該未了エリアを担当するチームリーダーに指示していた。しかし、チームリーダーへの事情聴取及び提出のあった地図を確認したところ、一部の未了エリアが次のチームリーダーに正確に引き継がれていないと推察される例もあり、引継ぎが不十分なことにより未配布エリアが生じた事例もある。

具体的には、北区の一部地域について引継ぎができていなかったこと、上京区・西京区の一部地域で未了のまま配布を終えていることをチームリーダーの証言や日報で確認している。

事情聴取の内容

<配布員への指示>

【統括責任者】

- 選管確認の下、マニュアルを作成、配布員へ事前配布（配信）。
- 毎日30分ほどの時間をかけ、全体及び班ごとのミーティングでマニュアルの内容を説明。

【チームリーダー】

- 作業の説明としてマニュアルが配布され、その内容を説明してもらった。毎回アルバイトにも読んでもらうようにしていた。
- 朝礼時に配布マニュアルを用いて、配布に関する注意事項を説明した。

<配布方法>

【配布責任者B】

- 初日は台車を使ってローラー的に配布した方が良いなど配布方法を提案し、2日目以降は担当エリアをさらに細かく分けた方が配りやすいということを提案したが、チームごとに任せていた。

【チームリーダー】

- 配布責任者Bから各チームリーダーに担当エリアの地図が渡され、配布指示が行われ、各チームリーダーはそれをさらに細分化し、配布員一人ひとりに割り当てた。
- 各地図の配送ルートはチームリーダーが設定。
- 主に配布員が徒歩でポストへ投函、選挙公報の補充は、車両から補充する方法や、公園などを補給地点と定め配布員が補充する方法も採られた。
- 初日は手探りの中、配布を行い、後半に向けて徐々に効率化できていっ

た。最初の頃は配布員に多少大きめのエリアを担当させていたが、補充があちこちになること、配布員が疲弊することなどから、徐々に細かなエリアで割り当てる方法に落ち着いていった。

- 「店舗兼住宅、住宅式老人ホームの区別が難しかった。」「夜間ポストが見つけれにくかった。」との声があった。
- 雨の日は軒続きやマンションを優先して配布。
- 配布員には、紙の地図のコピーや、スマートフォンで利用できる地図データが渡された。
- 配布方法は各チームに任されていた。リーダーの判断で「大通り・川をまたがないように」といった区分けの指示や、集合住宅と個人住宅でチームを分ける、補充の頻度や配布員の疲弊を考慮し細かなエリアの割り当てに変更するなどの工夫が行われていた。
- （１８日の上京区は）「大通り（縦の通り）だけ配ればよいという指示があった。」と他のリーダーから聞いた。（この方は路地も可能な限り配ったが、全部配れていないとのこと。）
- 通りに沿ってチーム分け。南北に配布するチームと東西に配布するチーム（１チーム程度）がいた。
- 「土地勘がない配布員がいた」という声が複数あった。

<配布員の配布状況の把握>

【統括責任者】

- 各配布員が具体的にどこに配布したかという証拠は、今回のオペレーションではわからない。

【チームリーダー】

- 配布済みの確認方法はチームリーダーに委ねており、地図の消込作業の実施有無もチームにより異なる。地図上で配布済みの箇所を塗りつぶして進める方法を推奨していたが、最終は各自判断としている。
- 補充の段階で、配れている地域を聞いて進捗管理していた。
- 選挙公報の補充のタイミングで進捗の確認及び次の配布ブロックを指示。
- 配布員の動き全ては把握できていないため、配布漏れがあると言われると否定できない。
- 配布員が配り漏れをしていた場合の確認方法はない。

<配布未了エリアの管理>

【配布責任者B】

- （北区の一部地域について）自分が管理できておらず、配布の指示ができていなかった。
- 自身の周りが地図だらけになっており、未配布エリア用の地図を作成するため、配布を完了したと認識した地図はシュレッダーに入れるように指

示していた。シュレッダーした中に未配布エリアを含んでいたかどうかは分からない。

【チームリーダー】

- 配布が完了しなかったエリアは、日報で配布責任者に報告。配布完了したエリアは地図に×印を付けたり、斜線を入れたりして日報と一緒に報告していた担当者もいた。
- 未配布地域への配布は、他のチームの利用した地図を引き継ぐ場合や、配布責任者が新しい地図に落とし込んだものを利用。書き込みの精度や地図の見づらさによっては漏れたりする可能性はある。
- 自分が配布できなかったエリアを最終的にどのチームが配布したかは分からない。
- 初めて配布するエリアなのに、既に配られている例など、重複して配布している例もあった。
- （１８日の上京区）配布責任者Ａからの指示で縦の通りでエリア分けをして１人で配布させていた。そして、人員が少なくなったタイミングでブロック内を配布させていた。どこまで終わったかは覚えていないが、配布責任者Ｂに報告していた。

(5) 報告のあった配布部数の適正性

事業者から報告があった選挙公報の配布部数について、どのように積算されたものか、選挙公報の廃棄量から適正といえるかについて調査した。

ア 残部数の廃棄

事業者からの報告が適正かどうかを調べるために、まず考えられるのは選挙公報の残部数を確認することであるが、調査・検証チームが事業者に残部数の確認を求めたところ、７月２２日及び２４日に既に廃棄済みであったことが７月２５日に判明した。事業者は民間倉庫と、ビードリームとユニティーの社内の計３箇所に選挙公報を保管しており、民間倉庫に保管していた残部数については市選挙管理委員会事務局が指示した写真を撮らずに、残りの２箇所については事前相談なく廃棄されており、選挙公報の未配布について多くの声が寄せられている中で選挙公報の残部数を廃棄したことは、たとえその意図がなくても隠ぺいと疑われかねない行為である。

イ 廃棄量から推計した配布部数

選挙公報の残部数が廃棄済みだったことを受け、直ちに、選挙公報を持ち込んだ古紙リサイクル業者を聞き出し、廃棄処分時の伝票があることが確認できたため、事業者に提出を求めた。

提出を受けた廃棄処分時の伝票に記載の重量から廃棄部数を算出したところ、推定で２７３，８００部であり、納品部数（８１８，０００部）から差し引くと、配布部数は５４４，２００部となる。

なお、統括責任者は廃棄分には雨に濡れて重くなっているものが含まれていると主張しているが、古紙リサイクル業者の監視カメラ映像を確認したところ、梱包された状態で持ち込まれた選挙公報は1, 106梱包（1梱包当たり200部）を確認しており、古紙リサイクル業者が回収した民間倉庫の残数160梱包と合わせると、梱包のまま破棄された部数は253, 200部（(1, 106+160)梱包×200部）となる。このほか、梱包が解かれてバラバラになっているもの、段ボール箱に入っているものもあるが、重量が大きく変わるほど濡れているものや選挙公報以外の印刷物が混入している映像は見られなかった。

また、市内に登録のある古紙回収業者に対して、選挙公報が持ち込まれていないか聞き取りを行った結果、他に持ち込まれた業者は確認されず、別の古紙回収業者に選挙公報を廃棄した可能性は低いと考えられる。

ウ 配布部数に係る事業者からの報告について

- (ア) 事業者からは7月20日に701, 300部との報告を受けた。
- (イ) しかしながら、廃棄した重量から推計した部数とは大きく乖離があったことから、7月28日に再度報告を求めた。
- (ウ) 8月22日に、配布部数の最終報告として、560, 520部との報告を受けた。
- (エ) 当初、701, 300部と報告したてん末は以下のとおりである。

- ① 配布責任者Bが、チームリーダーからの報告を基に積み上げた配布部数は、560, 450部（※）。

※ チームリーダーからの報告については、業務日報に記載された配布部数をエクセルシートに記録していたが、業務日報は本来110枚必要なところ、102枚しかなく、全ての記録がそろっていなかった。業務日報がない分（8枚分）については、口頭で報告を受けた配布部数を入力していた。

なお、業務日報には選挙公報の梱包（1梱包当たり200部）を開封した際の表示紙（送り状）の枚数をカウントした数値を記載しており、比較的信ぴょう性が高い数値といえる。

しかし、「梱包を開封したら、使い切らなかった束も配布とカウントしていた例もあった。」との証言もあったほか、雨で濡れたものなど一定数配布できなかった選挙公報もあると考えられる。

- ② 配布責任者Aが①の資料を確認したところ、合計欄に自動計算式が入っていなかったことによる計算ミスを発見したため、再計算したところ、579, 450部（ただし、このうち、11, 500部は再配布扱いとなるため、567, 950部となる。）。
- ③ 配布責任者Aが統括責任者に②の数値を報告したところ、統括責任者から配布責任者Aに対し、「京都市からは全部配ったら75万部ほどになり、残部数は6万部となると聞いているのでこの数字はおかし

いのでは。再度確認してほしい。」と指示があったことから、配布責任者Aにおいて、配布した日数と人員からロス分を考慮した数値を再度算出し、634,800部（ただし、12,000部は再配布扱いのため、配布部数は622,800部となる。）との報告を行った。

④ 統括責任者から、さらに「雨の日が多く、警報も2回あったので、数え漏れがないか。」との指摘があり、再度数値を算出し直して、7月20日の701,300部という報告に至った。

(ウ) なお、最終報告の560,520部の算出方法については、上記(ウ)③の622,800部に配布時に生じたロス分を10%と見込み、0.9を掛けた数値である。

エ 事業者からの報告があった配布部数についての考察

事業者の最終報告である560,520部は、チームリーダーからの報告に加え、配布責任者Aが人員体制を考慮して算出したものであり、机上で計算した数値が加算されたものがベースとなっている。

また、567,950部（上記ウ(エ)②）は、配布責任者Bがチームリーダーからの報告（口頭での報告も含む。）を基に算出した数値であり、配布責任者Bが管理不全に陥っていたことや、廃棄重量から推計した配布部数を超えていることから、最終的な配布部数としては捉え難いことも事実である。

一方、各チームリーダーが配布責任者Bに報告した業務日報（102枚）に記載された配布部数を積み上げると、513,429部となる。この部数は、事業者から提出のあった数値の中では最も現場の配布実態に近く、また、業務日報が作成されていない分（8枚分）があることを加味すると、実際の配布部数を推察する際の下限になるものと考えられる。

事業者からの配布部数報告の経過

○ 7月18日（金）

統括責任者から、民間倉庫（賃貸）に保管されている残部数（32,000部）について選挙後に廃棄してよいか相談を受けたため、記録写真を残したうえで廃棄することを認めた。

○ 7月20日（日）

当初配布数が701,300部である旨の報告（資料提出）を受ける。
事業者に残部数の報告を求める。

○ 7月24日（木）

残部数が106,700部との報告（口頭）を受ける。
事業者に残部数の実物確認を求める。事業者から「確認する」との回答。

○ 7月25日（金）

既に廃棄している旨の報告（メール）を受ける。

古紙リサイクル業者を聞き出し、廃棄時の伝票の存在を確認。事業者へ提出を求め、ユニティー分の伝票（7枚、7月22日廃棄）の提出を受ける。

○ 7月27日（日）

ビードリーム分の伝票（5枚、7月22日及び24日廃棄）の提出を受ける。

伝票に記載の重量から推計すると、廃棄部数は273,800部になることが判明。事業者に、当初配布数701,300部の真偽を問うも、70万部を配布したこと、廃棄分には雨に濡れたものがあり重量が重くなっていることを主張。

○ 7月28日（月）

古紙リサイクル業者を訪問し、濡れているものはほとんどなかった旨の証言と、監視カメラの映像を入手。

事業者へ古紙リサイクル業者の証言を得た旨を伝え、改めて、当初配布数701,300部の真偽を問う。

○ 7月29日（火）

事業者から、当初配布数は634,800部であった旨の報告を受ける。事業者が虚偽報告であることを認める。

※ 634,800部には、右京区、伏見区、中京区の配布完了報告後に再配布した部数が含まれており、これらを除くと、622,800部となる。

○ 7月31日（木）

7月29日報告の当初配布数634,800部には、配布時のロス数（10%程度）が含まれており、配布部数は56万部ほどになると報告を受ける。

○ 8月7日（木）

事業者から、業務日報を入手。

提出のあった業務日報に記載された配布部数を積み上げると513,429部。

○ 8月10日（日）

業務日報の不足枚数の理由について、配布責任者Bから「7/15以降は管理不全に陥っています。」との証言あり。

○ 8月22日（金）

配布部数の最終報告として、560,520部である旨の報告を受ける。

事情聴取の内容

＜配布部数の管理＞

【統括責任者】

○ 選挙公報は、基本は伏見区の倉庫（賃貸）で保管し、一部はビードリーム及びユニティーの倉庫で保管。その日配布する部数に応じて伏見の倉庫から運び出していた。

【配布責任者B】

○ 日報は書かせていたが、中京区は口頭で確認。夜間まで働かせていたこともあり、配布部数だけでもという指示。

- 残部数の廃棄については自分も行った。バラで捨てたものが濡れていたもの。京都支店から搬出した中には濡れていたものがあった。手押し台車3台分ぐらい。

【配布責任者A】

- 残部数を廃棄する際に、写真を撮るようビードリームから指示があったが忘れていた。

【チームリーダー】

- 配布部数は日報で報告していた。多くのリーダーが梱包を解いた数や、梱包に入っている表示紙（送り状）で管理し、配布部数を報告していたが、バラの部数は正確に把握していなかった。梱包を開封したら、使い切らなかった束も配布とカウントしていた例もあった。
- この方法は事前に共有されていたものではなく、京都支店のリーダーが始めたものが広がっていった。
- 雨に濡れるなど破損したものは、概ね事務所で廃棄されていた。多くの場合、濡れた選挙公報は配布部数に含まれていなかったが、一部含まれていた可能性がある。

2 配布状況の実態把握のための市政協力委員へのアンケート調査結果

(1) アンケートの対象

市政協力委員（アンケート送付数：7,990人）

(2) 質問項目

- ・お住まいの行政区・学区・町名を教えてください。
- ・お住まいの建物区分を教えてください。
(一戸建て、集合住宅（マンション・アパート・団地等）、店舗兼住宅、その他)
- ・集合住宅の名称（マンション・アパート等名）
- ・選挙公報は御自宅に届きましたか。
- ・選挙公報はいつ届きましたか。
- ・お住まいの町内において、選挙公報が届いていないとの声はお聞きになりましたか。

(3) 調査期間

令和7年8月13日（水）～令和7年8月25日（月）

(4) 回答数

5,331件（回答率：66.7%）

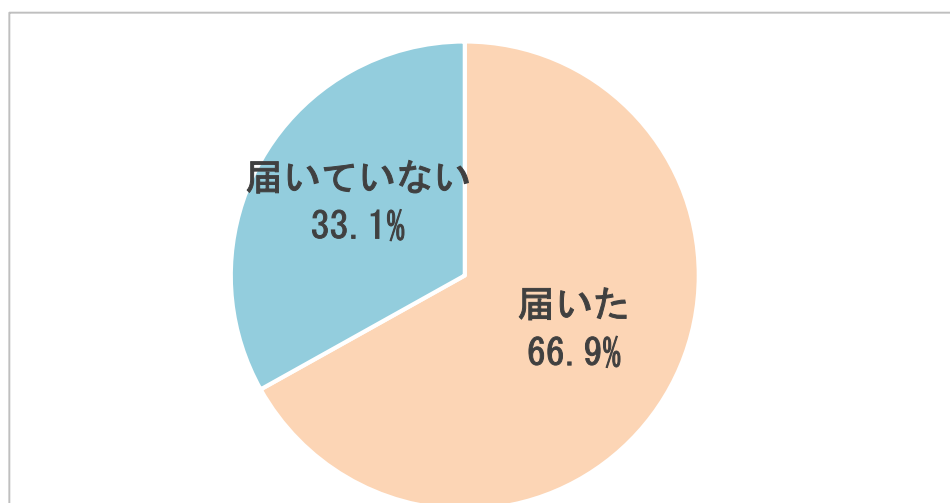
内訳：ウェブ2,293件、郵送3,004件、持参その他34件

(5) 集計結果

ア 選挙公報が自宅（市政協力委員の自宅）に届いたか。

	件数	割合
届いた	2,998	56.2%
届いていない	1,480	27.8%
わからない・覚えていない	853	16.0%

【「わからない・覚えていない」を除いた割合】



イ 選挙公報はいつ届いたか。

(アで「届いた」と回答した方のみ)

	件数	割合
18日までに届いた	2,340	78.1%
19日以降に届いた	94	3.1%
わからない・覚えていない	564	18.8%

ウ 建物区分ごとの届いた方の割合

(「わからない・覚えていない」を除く)

	届いた	届いていない	届いた割合
一戸建て	2,311	1,133	67.1%
集合住宅	575	242	70.4%
店舗兼住宅	65	74	46.8%
その他	47	31	60.3%

エ 行政区ごとの数・割合

(「わからない・覚えていない」を除く)

	届いた	届いていない	届いた割合
北区	200	122	62.1%
上京区	223	169	56.9%
左京区	360	156	69.8%
中京区	240	165	59.3%
東山区	127	64	66.5%
山科区	206	138	59.9%
下京区	235	115	67.1%
南区	171	111	60.6%
右京区	323	103	75.8%
西京区	227	131	63.4%
伏見区	686	206	76.9%

オ 町内において、選挙公報が届いていないとの声は聞いたか。

	件数	割合
聞いていない	4,464	83.7%
1件～3件届いていないと聞いた	385	7.2%
それ以上の件数届いていないと聞いた(マンション全体や町内全体届いていない場合も含む)	482	9.0%

カ 御意見等（自由記述、主なもの）

- 京都市の責任も重大。市選挙管理委員会事務局の責任も含めて厳正な総括が必要。
- 市政協力委員に配布を依頼すべき。市政協力委員からの配布の方が確実。
- 業者委託での配布を続けてほしい。業者委託で市政協力委員の負担がなくなり助かった。
- 町内の方から市政協力委員である自分に苦情が届いた。
- 紙面による選挙公報は必要なのか。必要な人のみに配ってはどうか。
- 複数部又は複数回選挙公報が届いた。
- 委託事業者に厳しい処分をしてほしい。
- 選挙公報は投票の判断に関わる重要な配布物である。
- 町全体又はマンション全体配布されていないと思われる。

3 委託業務の執行に関する評価

(1) 配布率の評価について

実際にどれだけの選挙公報を配布したのかについては、選挙公報の残部数が廃棄されているなど、挙証資料が十分でなく、正確に導き出すことは難しい。

また、上記 1 (5)エのとおり、事業者から報告を受けた配布部数をそのまま配布率の評価とすることは採用し難い。

こうした中、配布率の推定に当たっては、以下の数値を参考とする。

※ 配布率の算出に当たっては、令和 7 年 7 月 1 日現在の推計人口世帯数 7 5 7, 9 4 1 世帯を分母としている。

- ① 事業者が古紙リサイクル業者に持ち込んだ重量から推計した廃棄部数を事業者への納品部数から差し引いて算出した配布部数は、5 4 4, 2 0 0 部（配布率 7 1. 8 %）となる。

なお、この数値は廃棄したもの以外を全て配布したことが前提となるが、市政協力委員のアンケートや事業者への事情聴取において、同じ世帯に複数回届けられた例も確認できている。

- ② 配布責任者 B への配布部数報告に当たり、チームリーダーが日々作成していた業務日報（1 0 2 枚）に記載された配布部数を積み上げた 5 1 3, 4 2 9 部（配布率 6 7. 7 %）。

なお、この数値には業務日報が作成されていない分（8 枚分）の配布部数が含まれていないが、当該日・当該エリアに配布を行っていることはチームリーダー及び配布責任者 B の事情聴取により確認している。

- ③ 市政協力委員へのアンケートの結果「届いた」と回答した方の割合 6 6. 9 %。

以上の数値を踏まえ、配布率は概ね 7 割であったと考えられると評価する。

(2) 本委託契約の取扱いについて

本業務は、従前の市政協力委員による配布率が約 8 7 %であった中で、市政協力委員の負担軽減を考慮しつつ、より多くの世帯に配布するため、ポスティング手法に切り替えたものであり、仕様書では、京都市内の全世帯に各 1 部ずつ配布することとされている。

しかしながら、配布率が概ね 7 割にとどまったことに鑑みると、契約の履行が完了したとは言い難い。

加えて、当初選挙公報の配布部数が約 7 0 万部であるとの虚偽の報告を行ったことや、選挙公報の未配布について多くの声が寄せられている中で、民間倉庫に保管されている残部数を市選挙管理委員会事務局の指示に従わず、写真を撮らずに廃棄し、さらには、ビードリームやユニティー社内に保管していた残部数は事前相談なく廃棄するなど、業務を誠実に遂行したとは言い難い。

これらを踏まえると、本件委託契約については、委託契約書第8条第1項（第1号、第2号及び第6号）に基づき、契約不履行として契約解除することが適当である。

委託契約書

（契約の解除）

第8条 受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、発注者は、契約を解除することができる。

- (1) 委託業務等の誠実な遂行ができる見込がないとき。
- (2) 正当な理由がないのに委託業務等を中止し、又は誠実な遂行をしないとき。
- (3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
- (4) 委託業務等の遂行に当たり、正当な理由がなく発注者の指示に従わなかったとき。
- (5) 履行期間が終了するまでに、成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者になったとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

(3) 契約解除に伴う措置

ア 委託料の支払

委託契約書第8条第3項では、契約解除をした場合において、既に一部委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。とある。

この点、評価した配布率から、委託料（22,264,000円）の7割（15,584,800円）を支払うことが妥当である。

委託契約書第8条第3項

発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、既に一部の委託業務の遂行があったときは、その部分に相当する額を支払うことができる。

イ 違約金の請求

契約解除をした場合、違約金として、契約金額の10分の1に相当する金額を請求できることとなっており、これを請求することが妥当である。

なお、委託契約に係る直接的な損害としては、配布実態の把握が困難な状況下において、虚偽の報告を受けたこと、選挙公報の残部数が廃棄されたことにより、市政協力委員へのアンケート調査の経費や、事業者への聴取などの労力が掛かっているものである。

ウ 契約解除による競争入札参加停止

契約不履行により契約を解除した場合は、京都市入札参加停止取扱要綱第3条別表9（1）カの規定により、6か月の参加停止措置となる。

別表9から抜粋

要件		期間
カ 契約解除	規則第58条、京都市交通局契約規程第61条若しくは京都市上下水道局契約規程第51条により契約を解除したとき。	6月

4 市選挙管理委員会事務局の事務処理等に関する評価

(1) 業務遂行上の不備が疑われる事実

本事案に関わる事務局長以下5人の職員（以下「関係職員」という。）に対し事情聴取を実施し、以下の業務遂行上の不備が疑われる事実を確認した。

ア パートナー会社と協働して委託業務を実施することについて、コンソーシアム協定の締結を求めなかった。

イ 「1日に1行政区を100人の作業員で配布する」という事業者が立案した配布計画の妥当性等について詳細な検討を行わなかった。

ウ 委託契約の仕様書上において、配布期間中の配布状況の日報の提出や市選挙管理委員会事務局が残部数の確認を行うことなどを定めておらず、業務の進捗を把握する方法が不十分であった。

エ 配布計画に遅れが生じていることを認識しながら、「遅れは生じているが期日までに完了できる」との事業者の報告を信用し、配布期限内に未配布への具体的な対策を講じなかった。

オ 配布期間終了後に、未配布の問合せが多数生じているにもかかわらず、事業者に対し残部数の廃棄を許可した。

(2) 各事実に関する評価

ア コンソーシアム協定の締結を求めなかったこと

- ・ パートナー会社と協働して委託業務を実施しており、本来的にはコンソーシアム協定の締結を求めるべきであった。
- ・ しかしながら、必要な手続を経なかったことが、本事案の直接的な原因とは断定できない。

イ 配布計画の妥当性

- ・ 本事案において多数の未配布が発生した要因として、「配布計画に関する業者側の見通しの甘さ」が挙げられる。
- ・ 関係職員の申述からも、配布計画の妥当性について、組織としてその検証を怠った事実は厳しく指摘されなければならない。他都市の先進事例との比較検討や客観的な評価を行うことなく、結果として、事業者側の甘い見通しを看過した責任は重い。
- ・ 一方で、今回の選挙から選挙公報の配布を業者に委託したこと、また、配布計画を検証する明確な基準が存在しなかったという事情も鑑みると、関係職員が事業者から提示された計画を信頼せざるを得なかった状況もあったと考えられる。

ウ 仕様書の不備（配布状況の日報、市選挙管理委員会事務局の残部数の確認）

- ・ 仕様書上に、配布期間中の日報の提出や市選挙管理委員会事務局による残部数の確認などは規定されていない。
- ・ 他都市の仕様書とも比較し、同程度の内容の仕様書は作成しつつも、履

行状況の確認や管理監督の徹底について求めた令和4年7月15日契約課長通知の留意事項が踏まえていないなど、業務の進捗把握のために適切な仕様書が作成されていたとは評価できない。

- ・ 一方で、配布計画に遅れが生じている報告を受けた後に、直ちに事業者
に報告を求めるなど、業務の進捗把握をするための措置は講じている。

エ 事業者の報告を信用し、未配布への具体的な対策を講じなかったこと

- ・ 業者から、1日の稼働時間を延長する、土日の体制を強化する等の報告
を受けており、事業者の対策について一定の確認は行っていた。
- ・ 委託事業である以上、事業者に履行責任があり、業者の報告を信用した
からといって、適切な業務の進捗管理を怠ったとまではいえない。

オ 残部数の廃棄許可

- ・ 仕様書において、「業務完了後に受託者の責任において適正に廃棄するこ
と」と定められており、事業者が投票日の翌日以降に廃棄をすること自体
は可能であることから、廃棄する前に写真を撮影し証拠を保全することを
条件に廃棄を認めたことは、その判断自体が誤りであったとまではいえな
い。
- ・ 一方で、事態の深刻さを鑑みれば、未配布の問合せが多くある中で、事
態の把握に正確性を期すためには、証拠の保全を事業者に一任せず、関係
職員自らが現場に赴き写真撮影を行う、残部数を直接確認するなど、より
厳格な対応を講じることが望ましい状況であったといえる。

(3) 市選挙管理委員会事務局の事務処理等に関する評価

上記のとおり、一部の事務において、コンソーシアム協定の不備や配布計画の妥当性の判断といった、事務処理上の問題や業務遂行に係る見通しの甘さがあったことが認められ、また、選挙公報が多数の世帯に未配布となった状態で、公職選挙法において規定された配布期限を迎えたことは、本市の選挙事務のみならず、市政に対する信頼を大きく失墜させたといえる。

市選挙管理委員会事務局においては本事案を十分に反省のうえ、今後同様の事案を生じさせないよう事務の点検・見直しを行うことが重要である。

第4 調査・検証結果の総括

1 検証結果

本事案は、事業者における配布スケジュールや人員体制、配布状況の管理の甘さが大きな要因であるが、市選挙管理委員会事務局における事業者計画の検証不足や仕様書の不備、進捗状況の把握が不十分であったことなども要因の一つであることが明らかとなった。

2 本事案における改善策・今後の検討事項

本市における選挙公報のポスティング業務については最適な手法が確立されていないことは明らかであり、今後の検討に当たっては事業者の提案をうのみにせず、入念な確認・検証が必要である。

そのため、以下の点に留意することを求める。

- ① 事業者から提示される配布計画（スケジュール、人員体制）について、他都市の先進事例を調査し、また、必要に応じ現場の担当者に実態を聞き取るなど、より緻密に客観的な実現可能性を検証すること
- ② 有権者世帯に漏れなく選挙公報を配布できるよう、効率的な配布ルートや配布員の配布状況の管理・把握方法などについて、あらかじめ詳細に確認・検証を行うこと
- ③ 配布に当たって作成した書類（配布計画、地図等）について、市選挙管理委員会事務局への確認を求めることや業務終了後にその書類の提出を求めることを仕様書に規定すること
- ④ 早期に配布状況を把握し必要な対応ができるよう、日々の配布部数や配布場所、未配布箇所等を記載した日報の提出を事業者を求めることを仕様書に規定すること
- ⑤ 委託内容が適切に履行されているかを確認できるよう、配布した日時・場所が分かる完了届の提出、必要に応じて選挙公報の残部数を現地確認することを仕様書に規定すること
- ⑥ 人員の不足や管理不全が生じないように、1事業者での委託業務の実施にとらわれることなく、複数事業者で委託業務を実施することも選択肢に入れて検討すること
- ⑦ 今回実施したポスティングによる手法以外に選挙公報の配布率を100%に近付けられる手法がないかを検討すること

(参考)

配布方法	説明
ポスティング	・個別の住宅や事業所の郵便受けに直接投函する方法 ・現時点で、本市域で全ての選挙に対応できる事業者は確認できていない。
タウンメール (配達地域指定郵便)	・日本郵便が提供しているサービスで、宛名なしで特定の地域の全てのポストに郵便物を配達するサービス ・高い配布率を実現できる手法である一方で、配布単価はポスティングよりも高い。また、郵便物の表面に「配達地域指定」と記載する必要があるため、選挙公報納品後に、封入等の作業日数も必要となる。
新聞折込み	・新聞折込広告として配布する方法 ・比較的安価かつ短期間での配布が可能である一方で、配送される世帯が新聞購読世帯に限られる。
市政協力委員 による配布	・従前実施していた市政協力委員が担当地域の各世帯に配布する方法（町内会未加入世帯やマンション等に配布されない場合があり、各区で別途スポット的なポスティングの実施が必要） ・これまでから、短期間の選挙にも対応いただいていたが、市政協力委員の負担が大きい。

3 今後に向けて

公平・公正な選挙を執行するに当たり、投票の判断をするうえで極めて重要な情報源である選挙公報を有権者世帯に届けることは、市選挙管理委員会としての重要な使命である。今回、選挙公報の未配布が発生したことは大変遺憾であり、市選挙管理委員会事務局はその責任を自覚し、深く反省しなければならない。

本事案はポスティング手法そのものではなく、その実施方法にこそ問題があったと認識しており、今回の事案のみをもってポスティング手法の是非を判断するものではないが、次回の選挙以降もポスティングによる配布を続けるのであれば、市選挙管理委員会事務局は今回明らかになった問題点を真摯に受け止め、改善を徹底しなければならない。そして、改めて、選挙公報を確実に有権者世帯に届けるという姿勢で臨むことが求められる。

市選挙管理委員会事務局にはそのことを肝に銘じ、必要な検討を速やかに行うよう、強く求める。